



1 8歳以降の支援に必要なもの「合理的配慮について」

本ハンドブックは、「育てにくさを感じたら にじいろ子育てハンドブック 0～18歳の支援」の続編として作成されました。0～18歳の支援では「子どものころに診断を受けた場合、保護者はどう動くといいか」という話がほとんどでしたが、本ハンドブックでは「本人はこう動いた」というお話が多く出てきます。

例えば、日本では進学や就職の際、支援を必要とされる方に対してさまざまな合理的配慮（※）が行われています。これまで、障害を持つ方が未成年の場合は、周囲とのやりとりを保護者が中心となり行ってきたことでしょう。しかしご本人が成人になると、合理的配慮は基本的に「本人から配慮申請を行うもの」とされます。この点は18歳以前の支援のあり方と大きく異なる点と言えます。さらに、合理的配慮を求める上で「それまでの支援歴」や「手帳の有無」「診断書の提出」「医師の意見書」などを求められることもあり、発達障害をもつ本人にとっては申請すらハードルが高く、あきらめてしまうことも多いと聞きます。そんな時は、まず本人が所属する学校・職場などに連絡し、相談をすることが支援への大きな一歩となります。

第1章では大学等における合理的配慮、第2章では働きたい時（仕事探し・訓練等を含む）に受けられるサービス等について説明していますので、詳しくは各章をご覧ください。

また、この冊子を手にする方は保護者・支援者の方が多いかと思いますが、障害を持つ当事者の方のインタビューも掲載しております。第3章では発達障害の方が利用できる社会福祉制度についてもご紹介しております。当事者の方のご希望があればぜひ一緒にお読みいただき、今後の支援についてご本人と一緒に考えていただけると幸いです。

※合理的配慮とは・・・

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」「第二条 定義」）

